

令和7年度 文教委員会資料

【陳情の審査】

請願第34号 多摩川への安全なアクセス向上を求める請願について

資料1 請願箇所周辺地図

資料2 交通規制の権限等について

資料3 請願場所の現状について

資料4 中原警察署の見解について

請願の要旨に対する本市の考え方

市 民 文 化 局

(令和8年1月22日)

【請願第34号 多摩川への安全なアクセス向上を求める請願】

資料1



- 現地の状況
- ・南東側約420m、北西側約280mの地点に既設信号機あり
 - ・現況交通量の状況(調査実施日 令和7年12月12日(金)、12月20日(土) いずれも午前7時～午後7時 ※市民文化局調べ)
 - ・多摩沿線道路の直進車両交通量：12日(金) 総台数 11,284台(12H)、ピーク時 午後5時台(車両 1,077台)
 - 当該箇所横断者：12日(金) 総人数 18人(12H)、ピーク時 午前7時台(横断歩行者 3人)
 - 直進車両交通量：20日(土) 総台数 11,217台(12H)、ピーク時 午後3時台(車両 998台)
 - 当該箇所横断者：20日(土) 総人数 25人(12H)、ピーク時 午前7時台(横断歩行者 8人)

【交通規制の権限等について】

資料 2

1 法的根拠

※1 「道路交通法」抜粋

道路交通法第4条第1項において、「都道府県公安委員会は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者等又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。」とされており、**交通規制の権限は公安委員会にある旨が明記されている。**

2 信号機設置の指針

※2 「信号機設置の指針」概要

(1) 上記1の規定に基づいて、信号機の設置に関しては令和3年3月24日付で**警察庁**が発する「信号機設置の指針」の制定について（通達）が示されており、**都道府県警察においては、原則として同指針に準拠して信号機の適切な整備を推進する旨が記載されている。**

(2) 信号機の設置の方針

信号機の設置の方針として、「信号機の設置に当たっては、事前に**交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等**を調査・分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、**真に必要性の高い場所を選定する**ものとする。」としている。

(3) 信号機の設置の条件

信号機の設置のための必要条件（5つ全てに要該当）

ア 一方通行の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の側方を**自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員**が確保できること。

イ 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な**滞留場所を確保**できること。ただし、歩行者の横断がない場所についてはこの限りでない。

ウ 主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が**原則として300台以上**であること。

エ 隣接する信号機との距離が**原則として150メートル以上離れて**いること。ただし、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合は、この限りではない。

オ **交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置すること。**ただし、信号柱を設置せずに、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できる場合は、この限りではない。

(4) 信号機の設置のための採用条件

ア 信号機を設置しようとする場所又はその付近において、信号機の設置により抑止することができたと考えられる人身事故が**信号機の設置を検討する前の1年間に2件以上発生**しており、かつ、交差点の形状、視認性、車両の速度、当該場所における物損事故の件数等から事故発生原因を調査・分析した結果、交通の安全の確保のため、他の対策により代替ができないと認められること。

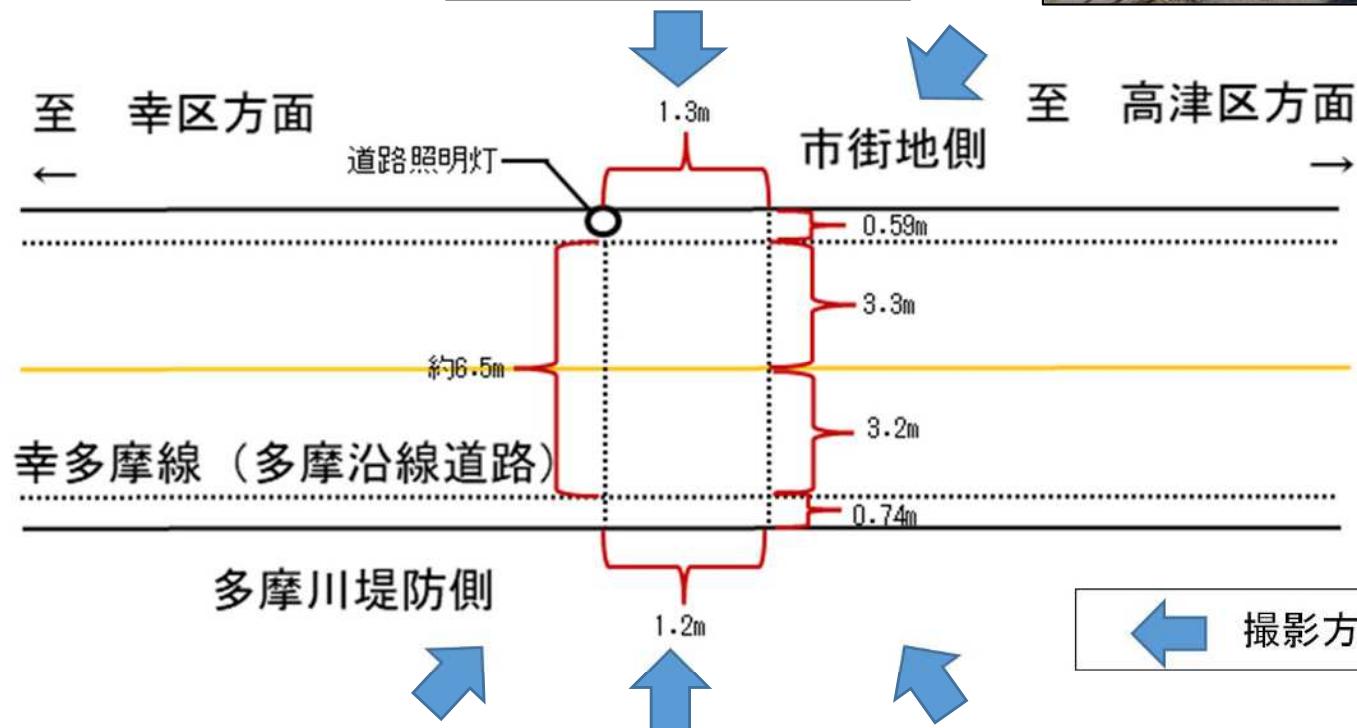
イ **小中学校（特別支援学校の小中学部を含む）、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近**において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。

ウ 交差点において、主道路と従道路の関係から、**信号機を設置しなければ円滑な交通を確保できない**場合。

エ **歩行者の横断の需要が多い**と認められ、かつ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため、歩行者が容易に横断することができない場合であって、直近に立体横断施設がないこと。

【請願場所の現状について】

資料 3



【中原警察署の見解について】

資料4

1 信号機設置の適否

当該道路への信号機設置の必要性は低く適さないと考えられる。

2 その理由

- (1) 幸多摩線（多摩沿線道路）の交通量は上下線ともに多く認められ、多摩川河川敷、遊歩道を利用する歩行者は一定数確認されたものの、請願場所を市街地側から多摩川堤防側へ横断する歩行者は僅かであり、歩行者の横断需要が多いとは認められないこと。
- (2) 本件請願場所は、市街地側からは横断場所に至るまでに幅1.3mのスロープを上り、間口1.3mの場所を横断することになり、同様に多摩川堤防側からは幅1.2mの階段を下り、間口1.2mの場所から市街地側へ横断することになり、歩行者滞留スペースが十分でないこと。
- (3) 幸多摩線には、請願場所から南方の位置に設けられたガス橋交差点をはじめ、北方には中丸子交差点と随所に信号機が設置されていること。
- (4) 信号機の増加は、車両交通の円滑性や速達性が損なわれて渋滞を招くなどのデメリットがあり、また、現状の交通実態では信号機設置の必要性は低いこと。
- (5) 幸多摩線を横断する際は、安全の観点からは最寄りの信号機まで御移動の上、横断いただきたいと考えるが、請願場所を横断する場合には左右から車両が来ていないかをよく確認し、安全に十分ご注意いただきたいと考える。

3 人身交通事故の発生状況

令和2年から令和7年12月までの間、当該請願場所において横断歩行者と幸多摩線の進行車両との人身交通事故の発生はない。

「信号機設置の指針」と中原警察署の見解	
信号機設置の方針	中原警察署の見解(抜粋)
交通量	車両の交通量は上下線ともに多いものの、横断歩行者は僅かであり、横断需要が多いとは認められない。
交通事故の発生状況	当該請願場所において横断歩行者と幸多摩線の進行車両との人身交通事故の発生はない。
交差点の形状等	—
必要条件(5つ全てに要該当)	中原警察署の見解(抜粋)
自動車等が安全にすれ違うための幅員	—
歩行者の滞留場所確保	歩行者滞留スペースが十分でない。
自動車等の往復交通量	車両の交通量は上下線ともに多い。
隣接する信号機との距離	南方にガス橋交差点、北方に中丸子交差点と随所に信号機が設置されている。
信号柱の設置可否	—
折一基準	中原警察署の見解(抜粋)
信号機の設置を検討する前の1年間に おける人身交通事故の発生状況	当該請願場所において横断歩行者と幸多摩線の進行車両との人身事故の発生はない。
周辺施設に関連した安全確保の必要性	—
交差点における円滑な交通の確保	—
歩行者の横断の需要	横断歩行者は僅かであり、横断需要が多いとは認められない。

【請願の要旨に対する本市の考え方】

【請願の要旨】

玉川地区には、市街地側と多摩川堤防側に階段や手すりが整備されている場所（中原区中丸子687-17付近）があるものの、信号機が未整備のため、多摩川への安全なアクセスが困難です。信号機の早期整備を求めます。



【本市の考え方】

信号機設置などの交通規制の権限は神奈川県公安委員会にあり、その事務は警察が行っておりますことから、当該請願場所に対する御要望を始めとして、地域住民の方々から寄せられる様々な御要望を神奈川県警察にお伝えしてまいります。

また、多摩川の利用環境の向上として誰もが行きやすいアクセス整備は必要と考えますが、当該箇所付近の河川敷には本市が管理する野球場や多目的広場等の目的施設が存在せず、現時点では当該箇所におけるアクセス整備を実施する予定はありません。しかしながら、要望箇所につきましては、道路管理者の対応として当該箇所の状況等を踏まえ、横断者に対する安全対策について検討してまいります。